

平成25年度砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況

砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年砺波地域消防組合条例第10号）第5条の規定に基づき、砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成26年4月1日現在の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

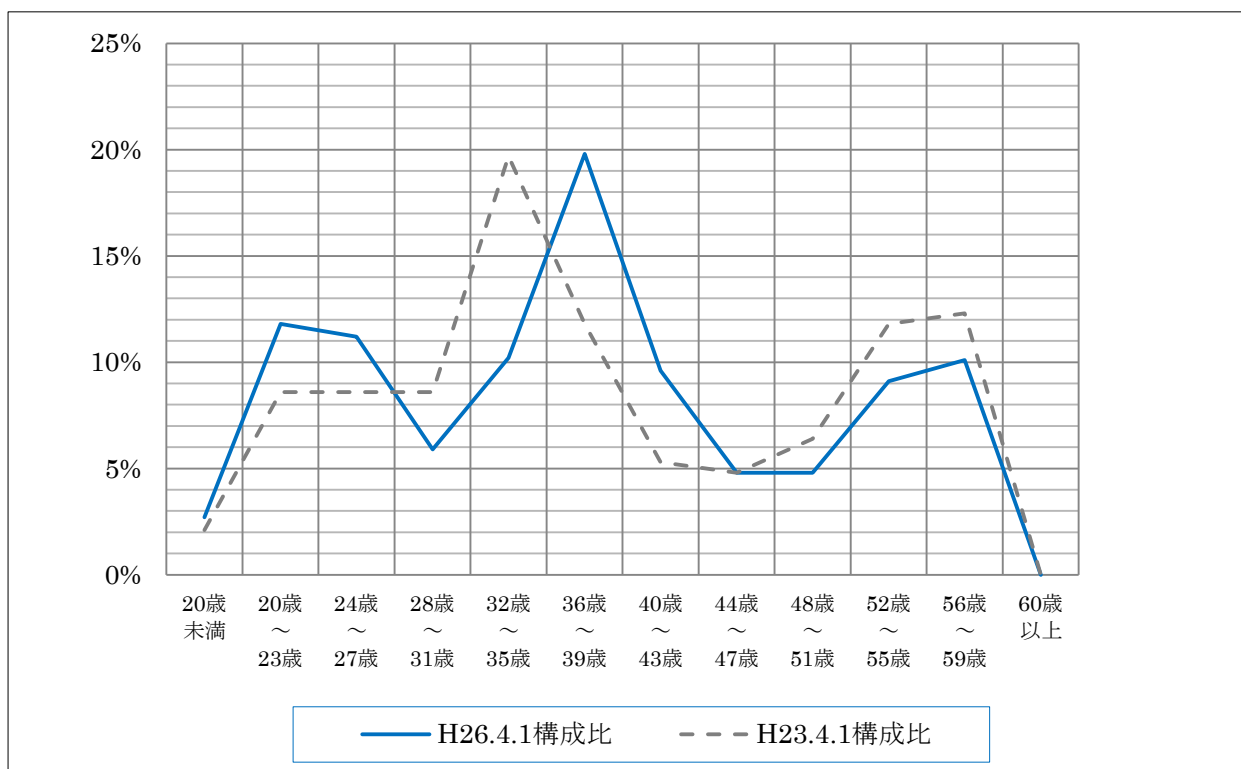
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
部門 普通会計	消防部門	190	187	△3	職員の大量退職を迎え、職員を計画的に採用し適正配置することにより消防力の低下を招かないよう対処する期間が終了のため。 (参考：人口10万人当たり職員数139人)
	小計	190	187	△3	
合計		190 [188]	187 [186]	△3 [△2]	

(注) 1 職員数は砺波地域消防組合で給与を支給している職員数です。

2 []内は、条例定数です。職員数のうち2人を富山県へ派遣していますので、定数条例における職員数は185人です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



(平成26年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 22	人 21	人 11	人 19	人 37	人 18	人 9	人 9	人 17	人 19	人 0	人 187
構成比	% 2.7	% 11.8	% 11.2	% 5.9	% 10.2	% 19.8	% 9.6	% 4.8	% 4.8	% 9.1	% 10.1	% 0.0	% 100.0

(3) 採用の状況 (平成26年4月1日)

7名採用 (競争試験: 7名、選考: 0名)

(4) 昇任の状況

消防本部 (平成26年4月1日)

37名 (部長級: 0名、次長級1名、署長級: 3名、課長級: 5名、
主幹級: 0名、当務長級: 6名、係長級: 7名、主任級: 9名)

(5) 退職の状況

10名退職

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 135,341	千円 2,286,728	千円 51,769	千円 1,418,050	% 62.0	% 74.2

(注) 1 人件費は、平成25年度中に支給された一般職員の給与・共済費及び正副管理者・議員等の特別職に支給された報酬等の合計です。

2 住民基本台帳人口は、平成26年3月31日現在における当消防組合を構成している砺波市、小矢部市、南砺市の合計です。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計B	
25年度	人 190	千円 649,294	千円 162,017	千円 241,013	千円 1,052,324	千円 5,539

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在のものです。

(3) 給料表の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

行政職給料表

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

②消防職

公安職給料表

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	138,300	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100
最高号給の給料月額	328,000	366,500	386,100	403,900	423,700	433,600	453,500

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
砺波地域消防組合	51.9歳	397,000円	450,700円
富山県	44.4歳	341,900円	418,300円

②消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
砺波地域消防組合	37.9歳	293,700円	361,300円

(注) 1 平均給料月額とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 消防長は消防吏員であるため、消防職の区分に含まれます。

(5) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	砺波地域消防組合	富山県
消防職	大学卒	187,500円
	高校卒	151,500円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
消防職	大学卒	278,300円	294,300円
	高校卒	238,300円	270,700円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数を言うものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

行政職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	主幹	次長 本部課長 会計課長	消防長	—
職員数	0人	0人	0人	1人	0人	2人	1人	4人
構成比	0%	0%	0%	25.0%	0%	50.0%	25.0%	100.0%

(8) 消防職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

公安職給料表

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	消防士	消防士長 消防副士長	主任	係長 主査	署課長 所長 主幹 所長代理 当務長 当務司令	署長 本部課長 副署長 会計課長	消防長 次長	—
職員数	40人	31人	39人	26人	38人	8人	1人	183人
構成比	21.9%	16.9%	21.3%	14.2%	20.8%	4.4%	0.5%	100.0%

- (注) 1 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(9) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

砺波地域消防組合	富山県	国
一人当たり平均支給額 (25年度) 1,268千円	一人当たり平均支給額 (25年度) 1,414千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～10%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき、平成24年4月から平成26年3月までの間、期末・勤勉手当の特例減額措置（9.77%）が講じられていました。

②退職手当（平成26年4月1日現在）

砺波地域消防組合			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職 特例措置 (3%～20%加算)	

③特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	4,637 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	28,447 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	85.8 %		
手当の種類（手当数）	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
救急又は救助の出動業務手当	救急又は救助の出動をする者	救急又は救助業務に出動する場合	1回 300円
		救急救命士（潜水士）の資格を有する職員が救急（水難救助）業務に出動する場合	1回 400円

④時間外勤務手当

支給総額（平成25年度決算）	34,359 千円
職員1人当たり支給年額（平成25年度決算）	250 千円
支給総額（平成24年度決算）	35,736 千円
職員1人当たり支給年額（平成24年度決算）	257 千円

⑤その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算) 千円	支給職員1人 当たり平均支給年額 (25年度決算) 円
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合は そのうち1人については 11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳 年度末までの間にある子1人につ き、5,000円を加算	同じ		25,492	225,592
住居手当	(1)借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)/2+11,000円 (最高限度額27,000円)	同じ		3,659	215,235
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による 一括支給(全額支給限度1箇月当 たり55,000円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,600円～ 35,000円	異なる	○国の制度 (1)同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～ 24,500円	15,926	87,505
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居 しやむを得ない事情により配偶者 等と別居し、単身で生活すること を常況とする職員に支給 23,000円+加算額(職員の住宅 と配偶者等の住居との交通距離が 100km以上の場合に6,000～45,000 円を加算)	同じ		0	0
管理職手 当	管理又は監督の地位にある職員に当 該職の区分に応じて27,700円～ 67,100円を支給	異なる	○国の金額と異なる	21,825	427,941
休日勤務 手当	休日等において正規の勤務時間中に 勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35× 勤務時間	異なる	単価算定時の総 労働時間 国 : 2,080h 組合 : 2,080h-	40,318	305,439

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間		(休日・年末年始の日数×7.75h)	11,558	87,560
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6 時間以下の場合 4,000 円～8,000 円 6 時間超の場合 6,000 円～12,000 円	同じ		2,698	84,312
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 (1)世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 (2)その他の職員月額7,360円	同じ		1,545	70,227

⑥特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		報酬額	
報 酬	管理者	年額 40,000 円	
	副管理者	年額 35,000 円	
	監査委員	識見を有する者	年額 26,000 円
		議員兼任者	年額 14,000 円
	議長	年額 30,000 円	
	副議長	年額 25,000 円	
	議員	年額 20,000 円	

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成26年4月1日現在の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

①毎日勤務者

勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	(7 . 7 5 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	(1 . 0 0 時間)

②交替制勤務者（2部制）

勤務時間	8 : 3 0 ~ 翌日の 8 : 3 0	(1 5 . 5 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0、 1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5、 仮眠時間等 6 . 5 時間	(8 . 5 0 時間)

※公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分		休暇(休業)期間等 (1年あたり)	平成25年の取得 状況
年次有給休暇		20日	平均 9.17日
特別 休暇	夏季特別休暇	5日以内	平均 4.96日
	病気休暇	原則90日以内	取得者 9人
	介護休暇	6月以内	取得者 0人
	産前産後休暇	それぞれ8週間	取得者 0人
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内	取得者 0人
	妻の出産	2日以内	取得者 4人
	子の看護休暇	5日以内	取得者 4人
	ボランティア休暇	5日以内	取得者 0人
育児休業		子が3歳に達するまでの期間	取得者 1人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成25年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	降任	免職	休職	降級	合計
消防本部	0人	0人	0人	0人	0人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成25年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
消防本部	1人	0人	0人	0人	1人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成25年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	平成25年度の承認件数
研修を受ける場合	0件 (0名)
厚生に関する計画の実施に参加する場合	6件 (6名)
その他任命権者が定める場合	16件 (10名)
合 計	22件 (16名)

注 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成25年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	平成25年度の許可件数
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①職責の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ②職員の勤務する機関と密接な関係にあつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	6件 (14名)

注 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成25年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

研修機関	課程名または研修区分	延べ教育日数	修了者数
消防に関する研修			
消防大学校	新任消防長科	11日	1人
	警防科	—	—
	幹部科	46日	1人
	予防科	—	—
	火災調査科	50日	1人
富山県消防学校	初任教育	175日	10人

	専科教育	危険物科	5日	3人	
		火災調査科	15日	3人	
		予防査察科	—	—	
		特殊災害科	—	—	
		救急科	51日	8人	
		警防科	12日	2名	
		救助科	19日	2人	
		水難救助科	9日	2人	
		幹部教育	初級幹部科	—	—
			中級幹部科	9日	3人
上級幹部科	—		—		
救急救命研修所	救急救命士養成課程	123日	1人		
	薬剤投与追加研修	27日	3人		
富山県消防防災航空隊	防災ヘリ搭乗員養成訓練	4週間	—		
技能講習等	小型移動式クレーン運転技能講習	3日	3人		
	玉掛技能講習	3日	3人		
	足場組立等作業主任者講習	2日	1人		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習	2日	1人		
全国消防長会東近畿支部研修会等			22人		
消防、救急、救助に関する研修、セミナー、シンポジウム等			31人		
行政に関する研修					
富山県市町村職員研修機構	階層別研修	現任課長研修	2日	1人	
		新任所属長研修	2日	3人	
		新任主幹研修	2日	7人	
		現任係長研修	3日	8人	
		新任係長研修	—	—	
	専門研修	公会計制度研修	1日	2人	
		ファシリテーション研修	—	—	
		ロジカルシンキング入門研修	—	—	
		クレーム・ハードクレーム対応研修	1日	2人	
		パソコン研修	1日	4人	
砺波地域都市職員研修協議会研修		3日	4人		
合 計			132人		

(2) 勤務成績の評定の状況

砺波地域消防組合職員の勤務成績の評定は人事評価制度により実施し、その状況は次のとおりです。

ア 評定方法

職員の業績、執務態度・能力及び業績について、原則として所属長等が10項目、5段階で評定し、総合判定を行います。

イ 評定期間

評定は4月1日から3月末日までの1年間を対象に実施します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の厚生事業を実施しています。福祉事業の職員互助会活動には、職員の掛金で運営されており公費からの負担金はありません。

区分	主な項目	対象者等	実施状況
健康管理	定期健康診断	原則全職員	168名
	〃（2回目）	深夜業務を行う交替制勤務職員	160名
	日帰りドック （市町村職員共済組合事業）	指定年齢等の職員	19名
	ライフプランセミナー （市町村職員共済組合事業）	指定年齢の職員	4名
福利事業	職員互助会活動	給付 （結婚祝金、出産祝金、弔慰金、見舞金等）	会員 190名 給付件数 30件
		視察研修	125名
		体育訓練	142名
		大会参加激励	6件
		団体助成	なし
		職員互助会に係る決算額	3,770千円
会員掛金	給料月額×5.0/1,000		

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、主な給付は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賅われます。

区分	主な内容	給付の状況	
		富山県市町村職員共済組合	
		件数	金額
保健給付	医療の給付、高額療養費、出産費等	20件	911千円

休業給付	傷病手当金 育児休業手当金等	10件	1,315千円
災害給付	災害見舞金等	0件	0円
附加給付	家族療養費附加金 出産費附加金等	17件	409千円
計		47件	2,635千円

注1 砺波地域消防組合職員は、全て富山県市町村職員共済組合に加入しています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金がその損害を補償する制度です。

公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種類	内容等	補償の状況	
		件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	2件	221千円
傷害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	0件	0
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し、年金等を支給します。	0件	0
計		2件	221千円

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求はありませんでした。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立てはありませんでした。